

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により天城町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和7年6月6日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大島支庁徳之島事務所において縦覧に供する。

令和7年6月6日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ天城町店

大島郡天城町大字天城字上竿原328番1 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和6年12月27日

3 意見の概要

(1) 歩行者の利便性確保について

店舗周辺の児童生徒の通学路となっている道路については、登下校時の安全確保に十分留意してください。特に、暗くなるのが早い時期の下校時は安全確保の徹底に努めてください。

(2) 屋外広告物に係る事項について

一定規模以上の屋外広告物を設置する場合、鹿児島県屋外広告物条例により、設置申請等及び本町の許可が必要です。

(3) 埋蔵文化財について

対象地は、現在のところ周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。しかし埋蔵文化財の性格上、工事中に発見される可能性があります。もし工事中に発見した場合は、現状を変更することなく、速やかに天城町教育委員会 社会教育課 文化財担当へご連絡ください。

(4) 廃棄物に係る事項について

事業活動に伴って排出される廃棄物は事業所の責任において、必ず分別を行ったうえで、適正な処理（収集委託又は自ら搬入等）をしてください。また、廃棄物の減量化や食品ロス削減に努めてください。